

▼協議第21号 国民健康保険事業の取扱い(その1)(その2)

○次のとおり取り扱うものとして承認されました。

- 国民健康保険料(税)率等
- 継続審議となっていました。5年間の負担調整期間を設けることとし、その後熊本市の制度に統合します。徴収および納期については、合併年度の次年度から熊本市の制度に統合します。
- 国保健康づくり事業



合併時に熊本市の制度に統合します。

- ・はり・きゅう・あんま助成
- ・施術の回数：1人1日1回、年間80回以内
- ・利用証交付：1回の施術において1、500円助成
- ・その他の保健事業
- ・国保ヘルスアップ事業
- ・人間ドック助成事業
- ・疾病データ分析による健康づくり事業
- ・療養給付支払等基金

合併特例区設置期間に、富合地域のふるさと総合健診、腹部超音波検診などの保健事業の経費に充てるものとします。

富合町嘱託員制度は合併特例区設置期間は現行制度を維持します

▼協議第23号 行政連絡機構の取扱い

○富合町の嘱託員制度(行政文書等の配布を含む)は、合併特例区設置期間の年度内を限度として継続し、その後、

熊本市の町内自治会制度に統合するものとして承認されました。

▼協議第24号 電算システムの取扱い

○熊本市の電算システムに統合するものとし、住民サービスに影響を及ぼすことのないようシステムを調整していくものとして承認されました。

▼協議第29号 窓口業務の取扱い

○次のとおり取り扱うものとして承認されました。

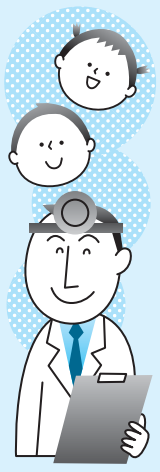
- 勤務時間外の対応
- 勤務時間外及び土曜・日曜日・祝日の戸籍届けの対応については、熊本市役所本庁舎のみの受付となります。
- 印鑑登録事務
- 住民基本台帳カード交付事務

熊本市の制度に統合します。合併前に富合町が発行していた印鑑登録証及び住民基本台帳カードは合併後も有効とします。ただし、本人の申出があった場合は、旧登録証・カードを返還のうえ、有料(印鑑登録証300円、住民基本台帳カード500円)で新しいものを交付します。

▼協議第30号 保健衛生事業の取扱い(その3)

○次のとおり取り扱うものとして承認されました。

- 乳幼児健診



富合町の乳児健診は、当分の間現行ど

あり存続します。また、幼児健診は、合併時に熊本市の制度に統合します。

- ・幼児健診
- 対象者 1歳6か月児、3歳児
- 場 所 各保健福祉センター
- 組織育成(母子保健)

富合町の母子保健推進員については、合併後3年間は現行どおりとし、その後の取り扱いには新市において検討します。

- 5歳児相談
- 富合町のみ事業であり、当分の間現行どおり存続します。
- 集団予防接種
- ポリオ・BCGの集団予防接種は、当分の間現行どおり存続します。
- ふるさと総合健診
- 腹部超音波検診

富合町のみ事業であり、合併特例区事業として実施します。

- 健康まつり
- 富合町の健康の里フェスティバルは、合併特例区事業として実施します。

▼協議第34号 農林水産関係事業の取扱い(その2-1)

- 農区長制度



○熊本市のみの制度であり、継続審議となっていました。合併後は富合町域を含む全市域を対象として、制度を継続するものとして承認されました。

- ・農区・農区長 熊本市では農耕地域を34農区に分け、各農区に農区長(任期3年)を置いています。

・農区長の職務 農区内の農業協同組合及び農家組合その他農業各種団体との連絡を図り、農林畜産の改良及び農政活動の推進を図ります。

▼協議第35号 商工・観光関係事業の取扱い(その3)

- ふるさと祭事業補助金
- 富合町のみ事業であり、合併特例区事業として実施するものとして承認されました。

富合町の下水道整備 普及率を早急に向上させます

▼協議第38号 下水道事業の取扱い

○次のとおり取り扱うものとして承認されました。

- 下水道計画
- 富合町の下水道整備については、普及率を早急に向上させるため、熊本市の下水道整備と最終年度を合わせるよう計画的に推進します。
- 下水道使用料
- 合併時に熊本市の使用料に統合します。(左表参照)

▼熊本市下水道使用料金

1. 水道水および営業用井戸水	
・基本料金10m ³ まで	990円
(従量料金1m ³ につき)	
・11m ³ ~20m ³	125円
・21m ³ ~50m ³	165円
・51m ³ ~200m ³	200円
・201m ³ ~500m ³	240円
・501m ³ ~2,000m ³	280円
・2,000m ³ 以上	325円
2. 一般家庭用の井戸水または温泉水	
一世帯につき	1,700円
3. 一般公衆浴場	12円/m ³